

特別支援学校向け消費者教育用教材等制作検討会（第1回）

開催概要

■日時：令和2年8月7日（金）10：00～12：00

■場所：消費者庁及び消費者庁新未来創造戦略本部会議室（Webシステムにより接続）

■出席委員

井上座長、小野座長代理、丸山委員、矢吹委員

（その他、オブザーバーとして文部科学省、徳島県が出席。）

■検討会における主な意見

- ・トラブル事例としては、偽サイトで買ってしまって商品が届かなかったことや、スマホのトラブル（ワンクリック詐欺、オンラインゲーム、定期購入等）、悪質商法の勧誘などが挙げられる。
- ・生徒がお金のことについて、自分のこととして話せることが大切。ルールを教え込むのではなく、生徒の実態を引き出しながら、それに合わせた内容で進めていくことが大事。
- ・トラブルは誰にでも起こるということを押さえないといけない。
- ・「社会への扉」を踏まえる場合、「①自分の名前で契約できる」「②消費生活センターを活用できる」「③消費者の行動が社会を変えることに気付く」と3つの観点があるが、まずは①と②を扱うことになるかと思う。
- ・いろいろな事例を交えながら、相談をすることの大切さを伝える。消費生活センターを含めて誰かに相談することをメインのテーマにすることが大切。
- ・クレジットカードやリボ払いへの勧誘の断り方を学習することが必要ではないか。
- ・キャッシュレス決済の長所と短所を身に付けて、管理できなければ使わないということが重要。
- ・困ったときに消費生活センターを活用できる、恥ずかしくても失敗したことを言えるようになってほしい。トラブルが大きくなってからではなく、気軽に相談することを学んでほしい。

■今後の予定

8月31日（月）に第1回ワーキンググループを開催し、教材等の具体的な検討を開始。

以上